

## 許可申請提出書類チェックリスト（土地の形質変更に関する工事）

綴順	書類名		チェック
	内容	備考	
1	許可申請書		
	<input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	国様式 様式第二	<input type="checkbox"/>
2	構造計算書又は大臣認定擁壁を証する書類		
	認定擁壁を使用しない場合 <input type="checkbox"/> 擁壁の設計書 <input type="checkbox"/> 基礎補強の計算書 <input type="checkbox"/> 擁壁の概要	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合	
	認定擁壁を使用する場合 <input type="checkbox"/> 認定書（国土交通大臣認定構造方法等認定書） <input type="checkbox"/> 認定擁壁のカタログ	構造材料又は構造方法が令第 8 条第 1 項第 2 号及び第 9 条から第 12 条までの規定によらず、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認められた擁壁	<input type="checkbox"/>
3	安定計算書		
	<input type="checkbox"/> 土質試験等に基づく地盤の安定計算書	①山間部における溪流等 ②H=15m 超 ③崖面を擁壁で覆わない場合	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書	①谷埋め型大規模盛土造成地 ②腹付け型大規模盛土造成地	<input type="checkbox"/>
4	設計者の資格を証する書類		
	<input type="checkbox"/> 卒業証明書 <input type="checkbox"/> 大学院に 1 年以上在学したことの証明書 <input type="checkbox"/> 宅地造成技術講習会修了証書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書（技術士又は一級建築士）	高さが 5m を超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が 1,500m <sup>2</sup> を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要な 必要書類は設計者により異なるため、5.6 を参照すること  市様式 様式第 6 号	<input type="checkbox"/>
5	現況写真		
	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		<input type="checkbox"/>
6	申請者確認書類		
	申請者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証又はパスポート等の公的な機関が発行したもの	<input type="checkbox"/>
申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員（取締役）全員の氏名及び住所を証する書類			

# 許可申請提出書類チェックリスト（土地の形質変更に関する工事）

綴順	書類名		チェック
	内容	備考	
7	申請者の資力・信用確認書類		
	<input type="checkbox"/> 資金計画書（※1） <input type="checkbox"/> 預金残高証明書 <input type="checkbox"/> 資金借入又は融資証明書 以下に該当しないことを誓約する書類（※2） <input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 <input type="checkbox"/> 法（盛土規制法を含む。以下同様）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 本法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可が取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類	市様式 様式第9号  （※1）国様式 様式第三  （※2）参考様式第2号（誓約書）	
	工事主が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民税の納税証明書（※3）	（※3）最近3年間	□
	工事主が法人場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 法人税の納税証明書（※3） <input type="checkbox"/> 事業経歴書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表（※3） <input type="checkbox"/> 損益計算書（※3） <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書（※3） <input type="checkbox"/> 個別注記表（※3）	納税証明書（その1）	
所有株式が発行済み株式数の2分の1を超える株主又は出資額が総出資額の2分の1を超える出資者がいる場合 <input type="checkbox"/> 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類（※4）	（※4）参考様式第5号（株主調書）		
当該株主又は出資者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類（※5） 当該株主又は出資者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	（※5）氏名及び住所を証する書類は、住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証又はパスポート等の公的な機関が発行したもの		
8	権利者全ての同意を得たことを証する書類		
	<input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書	市様式 様式第7号	□

## 許可申請提出書類チェックリスト（土地の形質変更に関する工事）

綴順	書類名		チェック
	内容	備考	
9	周辺住民への周知を行ったことを証する書類		
	説明会を開催した場合 <input type="checkbox"/> 開催の周知範囲の位置図 <input type="checkbox"/> 開催案内及び結果資料（説明会資料等）	市様式 様式第 8 号	
	書面を配布した場合 <input type="checkbox"/> 配布範囲の位置図 <input type="checkbox"/> 配布書面		
工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合 <input type="checkbox"/> 掲示場所の位置図 <input type="checkbox"/> 掲示状況の写真 <input type="checkbox"/> 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの			
10	排水能力を確認する書面		
	<input type="checkbox"/> 排水計算書 <input type="checkbox"/> 排水端末の接続許可を証する書類		
11	施行者の能力を証する書類		
	<input type="checkbox"/> 法人の登録事項証明書（個人の場合は履歴書） <input type="checkbox"/> 工事施行者の建設業の許可証明書及び事業経歴書	市様式 様式第 10 号	

綴順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	チェック
12	位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・道路及び目標となる地物</li> </ul>	1/10,000 以上		<input type="checkbox"/>
13	地形図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・土地の境界線</li> </ul>	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする	<input type="checkbox"/>
14	土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・土地の境界線</li> <li>・盛土又は切土をする土地の部分</li> <li>・崖</li> <li>・擁壁</li> <li>・崖面崩壊防止施設</li> <li>・排水施設</li> <li>・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー</li> <li>その他の土留の位置</li> </ul>	1/2,500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること  擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること	<input type="checkbox"/>
15	土地の断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土又は切土をする前後の地盤面</li> </ul>	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること	<input type="checkbox"/>
16	排水施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配</li> <li>・水の流れの方向</li> <li>・吐口の位置</li> <li>・放流先の名称</li> </ul>	1/500 以上		<input type="checkbox"/>

## 許可申請提出書類チェックリスト（土地の形質変更に関する工事）

綴順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	チェック
17	崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖の高さ及び勾配</li> <li>・土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）</li> <li>・盛土又は切土をする前の地盤面</li> <li>・崖面の保護の方法</li> </ul>	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない	<input type="checkbox"/>
18	擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の寸法、勾配</li> <li>・擁壁の材料の種類及び寸法</li> <li>・裏込めコンクリートの寸法</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> <li>・擁壁を設置する前後の地盤面</li> <li>・基礎地盤の土質                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎ぐいの位置、材料及び寸法</li> </ul> </li> </ul>	1/50 以上		<input type="checkbox"/>
19	擁壁の背面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の高さ</li> <li>・水抜穴の位置、材料及び内径</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> </ul>	1/50 以上		<input type="checkbox"/>
20	崖面崩壊防止施設の断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配</li> <li>・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法</li> <li>・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面</li> <li>・基礎地盤の土質</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> </ul>	1/50 以上		<input type="checkbox"/>
21	崖面崩壊防止施設の背面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖面崩壊防止施設の寸法</li> <li>・水抜穴の位置、材料及び内径</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> </ul>	1/50 以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること	<input type="checkbox"/>
22	求積図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土又は切土をする土地の部分</li> </ul>	指定なし		<input type="checkbox"/>
23	擁壁展開図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎の寸法</li> <li>・擁壁の位置及び寸法</li> </ul>	指定なし		<input type="checkbox"/>
24	排水施設の設計に係る書類				<input type="checkbox"/>

### \*代理申請について

申請書の提出を申請者以外が行うときは、前述の書類等に加えて委任状が必要です。

委任状：⇒様式編 参考様式 参考様式第4号

- ・盛土規制法における設計図書の作成は、行政書士ではなく有資格者が行う必要があります。
- ・建築を伴う場合には、建築士による書類作成の代理も可能です。（建築士法第21条）